

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第158号
事故等種類	施設損傷（のり養殖施設）
発生日時	平成25年10月5日（土） 21時30分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市須磨海岸南方沖 神戸市所在の神戸須磨西防波堤灯台から真方位225° 1,100m付近 （概位 北緯34° 38.0′ 東経135° 07.4′）
事故等調査の経過	平成25年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット ^{ビージエイ} B J、5トン未満（長さ7.19m）
船舶番号、船舶所有者等	242-7038岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 外枠のロープを切断
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、機関を使用して約4ノットの対地速力で須磨海岸南方沖を西進中、船長が手動操舵に当たっていたところ、平成25年10月5日21時30分ごろ突然に停止した。 船長は、本船が突然に停止したことから、潜水して手探りで状況を確認し、本船が、のり養殖施設に進入したことに気付き、海上保安庁に通報を行った。 本船は、来援した漁船にえい航されて神戸市須磨港に入り、その後、神戸市のヨットハーバーに入った。
その他の事項	船長は、船舶所有者が本船を購入後、兵庫県西宮市のヨットハーバーから岡山県瀬戸内市牛窓港までの回航を依頼されたものであった。 船長は、須磨海岸南方沖を航行した経験が10回程度あった。 のり養殖施設は、毎年9月中旬から翌年5月中旬まで設置されていたが、それ以外の期間においては取り外されることから、小型船舶の航行に支障を来すことはなかった。 船長は、本事故発生場所付近にのり養殖施設があることを知っていたが、時期が早いので、のり養殖施設内を航行できると考えていた。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮中央期
分析	
乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり</p> <p>本船は、須磨海岸南方沖を西進中、船長が、のり養殖施設が設置されていることは知っていたが、時期が早いので、のり養殖施設内を航行できると思っていたことから、のり養殖施設に進入し、同施設を損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、須磨海岸南方沖を西進中、船長が、のり養殖施設が設置されていることは知っていたが、時期が早いので、のり養殖施設内を航行できると思っていたため、のり養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正確なのり養殖施設の設置情報を入手すること。